

2020年4月臨時会(4月17日) 松谷清議員 臨時会 質疑全文

○36番(松谷 清君) それでは、質問させていただきます。不思議な光景でありますね。

昨日、コロナ感染対策ということで全国に非常事態宣言が発令されました。

まず、日夜静岡市民の命と健康を守るために努力いただいている関係者の皆様に敬意を表するとともに、感謝を申し上げたいと思います。

また、今回の臨時議会が自民党議員団の皆さんの市長への10億円規模の感染対策の申入れを軸に、各会派の総意を受けて、田辺市長の早急なコロナ感染対策が必要だという強い意志によって開催されていることには大きな意味があるところであります。

今、市民の皆さんは不安におのきなながらも、情報の真偽を見定めながら冷静さを持って対処されており、中央政府でなければできないこともありますが、自治体だからできることが数多くあると思います。

議案質疑でありますので、コロナ対策の全般的な政策的分野までの質疑に制約がありますが、緊急事態という意味において御容赦願いたいと思います。

まず、保健福祉長寿局に伺います。

相談窓口強化について3件お伺いします。

実情について伺います。

帰国者・接触者相談センターにおけるこれまでの相談件数、主な相談内容、帰国者・接触者外来につなげた件数、PCR検査の実施件数、陽性者及び積極的疫学調査からのPCR検査の実施件数はどのくらいあるのか。

2つ目に、相談センター及び積極的疫学調査に関わる人員体制はどのようになっており、課題はあるのか。

3つ目に、PCR検査は静岡市と静岡県でどのように振り分けられているのか。県への依頼件数はどれくらいあるのか、伺います。

次に、感染者拡大防止についてお伺いいたします。

議案資料において、市内10か所の救護病院に陰圧テントなどを無償貸与とあります。4月7日、緊急事態宣言が発令された際に市長は、現時点で静岡市内においては市中感染が強く疑われる患者例はありませんが、緊急事態宣言を見ていて、対象区域から非対象区域への人の移動が増える可能性を懸念していると述べております。ある意味、現状の認識が示されております。

しかし、財政局の予備費の説明においては、不測の事態に備えるとあります。この陰圧テントが使われる状態は、静岡市において、首都圏からの疎開的移動による感染や感染経路不明の感染者の爆発的な拡大という現状とは異なるフェイズを前提にしていると受け取られます。この予算の目的は、そうした段階で医療崩壊を防ぐという意味において評価されるべき施策であると考えます。

その確認の意味も含めて、2点お伺いいたします。

どのような状況のときに陰圧テントを活用していくのか、また、救護病院とはどのような協議を行っているのか、伺います。

2つ目に、防護服1万6,800セットはどのような算定根拠にした数値であるのか、また、どのように活用していくのか、伺います。

次に、経済局にお伺いいたします。

相談窓口強化について、これまで保健所での相談センターに加えて、今回、中小企業向け相談窓口を設置する理由は何か。相談窓口はどのような体制で実施するのか、伺います。

中小企業支援について、県の経済変動対策貸付け、新型コロナウイルス感染症対策対応枠に対する市内事業者の申請状況はどのような状況か。今回の予算でどの程度の融資が可能となるのか伺って、1回目の質問としま

す。

17〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) 新型コロナウイルス感染症に関する相談センターの対応状況など、5点の質問にお答えします。

まず、帰国者・接触者相談センターにおけるこれまでの相談件数等の状況についてですが、2月10日の同センター開設以降の相談件数は4月15日現在で延べ6,402件、最大は1日当たり298件です。

相談内容は、熱や咳が出るがどうすればよいか、PCR検査を受けたい、感染しているのではないかと不安であるなどが主なものでした。

また、同センターから帰国者・接触者外来を紹介した件数は4月15日現在で116件、PCR検査の実施件数は599件です。

また、これまでの陽性者数は、昨晩判明した方を含め4月16日現在で15名です。

なお、PCR検査の実施件数のうち濃厚接触者の特定など感染拡大防止のために行う積極的疫学調査に基づき行った件数は、4月15日現在で217件です。

次に、相談センターと積極的疫学調査の人員体制と課題についてですが、現在、相談センターは保健所を中心に、局内はもとより他の部局からも職員の応援を得て24時間体制で対応しております。また、積極的疫学調査は、現在、3名の保健師と2名の薬剤師が中心となって複数のケースをかけ持ちして対応しております。

今後、相談件数の増加や患者の発生が続く場合、対応できる職員の増員や職員の健康保持などが課題であります。

次に、PCR検査の実施における静岡県との振り分けについてですが、検査の依頼件数が本市環境保健研究所における検査対応件数を上回る場合、静岡県環境衛生科学研究所へ依頼しております。これまでの静岡県への依頼件数は41件であります。

次に、陰圧テントの活用と救護病院との協議状況についてですが、陰圧テントは、感染が爆発的に拡大し、感染の疑いがある多くの方が救護病院に来院することになった場合に活用することを想定しています。活用方法は、陰圧テントにて問診や検体採取を実施するほか、症状がある方を他の医療機関等へ搬送するまでの一時収容の場としての活用を想定しています。これにより、感染の疑いがある方と一般の入院、外来患者との動線を分け、両者が接触するリスクを減らすことで感染拡大を防ぐことを考えています。

また、このテントは新型コロナウイルス対策だけでなく、今後起き得る感染症発生時に活用するほか、大規模災害発生時にも負傷者の治療や診察のスペースとして活用も考えられます。

なお、救護病院には本市方針の説明を行ったところですが、今後、各病院の意向を伺いながら、設置場所など具体的な活用方法について協議を進めてまいります。

最後に、防護服の数量の算定根拠とその活用方法についてですが、防護服1万6,800セットは、市内10か所の救護病院で1病院当たり10人が毎日3交代で8週間使用が続くものとして算定しています。その活用方法については、陰圧テント内で医療従事者が問診や検体の採取時に飛沫や接触による感染から身を守るために用いることとなります。

18〇経済局長(加納弘敏君) 相談窓口の設置についてなど、2点の質問にお答えいたします。

まず、中小企業事業者等相談窓口を設置する理由についてですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、外出の自粛や緊急事態宣言が出される中、その影響は飲食・宿泊業のみならず、卸・小売業、製造業、建設業など幅広い業種に広がり、中小企業は非常に厳しい状況に置かれています。

現在、多くの企業が国、県、市の行う様々な支援策を利用しながら事業の存続を図ろうとしており、これに係る多

様な相談にワンストップで専門的に対応できる窓口が必要であると考えております。

次に、相談窓口の体制についてですが、相談内容が雇用の維持や資金繰りをはじめ様々な分野に及ぶため、経営全般の相談に対応できる中小企業診断士、雇用面を専門とする社会保険労務士を2名ずつ配置するほか、申請が急増しているセーフティネット保障制度の認定申請受付等に対応する相談員を6名配置し、中小企業が直面する課題に資する適切な支援策が活用できるよう努めてまいります。

次に、県の経済変動対策貸付けの市内事業者の申請状況ですが、静岡県によると、4月13日時点の市内事業者の申請件数は631件、申請金額は179億5,720万円となっております。

また、本市の利子補給事業で対応できる融資額は300億円程度になります。

〔36番松谷 清君登壇〕

19〇36番(松谷 清君) それでは、2回目の質問をさせていただきます。

これまで6,402件にわたる相談、1日に最大で298件も相談があり、コロナの知識や経済の知識も必要になる状況下で、民間のコールセンターでこの医療的、専門的対応というのは可能となるのかどうか、伺います。

2つ目に、感染が疑われる人を専門外来受診につなげるための電話相談、濃厚接触者の健康観察にそれぞれ看護師2名を充てるということなんですけれども、どのような人材を確保しようとしているのか、伺います。

そして、コールセンターの委託により、相談センターの人員体制と積極的疫学調査の体制はどのようになっていくのか、伺っておきたいと思っております。

次に、感染拡大防止について伺います。

介護事業をめぐる感染者については、名古屋市をはじめ各地で起きており、介護サービスができなくなる事態が発生するなど、関係者の緊張感は相当なものとなっております。

こうした中で、高齢者施設を個室化する改修事業が予算化されております。感染が心配される高齢者施設などに対する多床室を個室化改修するとはどういうことであるのか。交付先として上げられる施設はどのような指定の対象となっているのか。個室に改修した場合に施設にはどのような効果が期待できるのか、伺いたいと思っております。

次に、経済局に中小企業支援についてお伺いします。

企業活動自粛の要請などの影響に対して、現在、無利子融資制度が整えられているわけでありまして。

しかし、例えば静岡市の最初のダイヤモンドプリンセスに関わる1例目の感染者については、静岡市が感染経路を把握できていなかったときに、スポーツクラブセイシンのオーナーは風評被害を恐れず静岡市に情報提供を行いました。実際に、このことにより利用者は激減し数千万円の損害が発生したと、訪問してお伺いしたところ、そのように答えております。

大阪府知事は、感染経路に関わる事業者が事業者名を公表してくれた場合に補償金を支払うとも発言しております。クラスターを把握していく意味においては、感染経路を公表していくことは非常に大きな意味があるわけがあります。

このような意味で、このスポーツクラブセイシンは積極的に補償される必要があります。こうした大きな損害を受けたスポーツクラブセイシンは、この融資制度においてはどういうふうに使われていくのか、伺いたいと思っております。

次に、情報メディアと連携した事業者支援とありますけれども、現状においてどのような取組を予定しているのか伺って、2回目の質問を終わります。

20〇保健衛生医療統括監(杉山友章君) コールセンターへの委託に関する3点の質問にお答えします。

まず、民間のコールセンターで医療的、専門的な対応ができるかについてですが、コールセンターである新型コロナなんでも相談ダイヤルは、医療をはじめ生活、福祉、経済など新型コロナウイルス感染症に係るあらゆる相談を

総合的に受け付けるものであります。

業務の委託先については、新型コロナウイルス感染症に係るコールセンター業務を他の自治体で請け負っている事業者を想定しております。そのため、相談員も一定程度の医療に関する知識を有しているほか、本市が使用しているマニュアルの提供、相談員への研修の実施などにより、症状や検査、診察など一般的な医療相談に対応することが可能であると考えております。

なお、感染症の疑いのある方や専門的な相談については、帰国者・接触者相談センターへ適切につないでまいります。

次に、どのような人材を看護師として確保しようとしているのかについてですが、業務を適正に遂行できるよう、感染症の知識のある看護師を確保したいと考えております。

次に、コールセンターの委託による帰国者・接触者相談センターの人員体制と積極的疫学調査についての体制についてですが、コールセンターへの委託により帰国者・接触者相談センターで受け付ける相談件数の減少が見込まれますが、今後、感染患者の増加や蔓延期への移行に伴う医療提供体制の変更に伴い、相談センターを含む保健所に求められる役割や業務内容も増えてまいります。そのため、相談センター及び積極的疫学調査にそれぞれ看護師2名を配置するほか、今後、さらなる実施体制の強化に努めてまいります。

21〇保健福祉長寿局長(和田明久君) 高齢者施設などに対する個室化改修についての3点の御質問にお答えいたします。

まず、個室化改修とはどのようなものかについてですが、事業継続が必要な高齢者施設等におきまして、複数の方が入居している部屋に壁や仕切り戸を設置することによりまして個室とする改修費を助成するものでございます。これは、本年3月に新型コロナウイルス感染拡大を受け国が新たに追加した交付金の補助メニューを活用して実施する助成事業であります。

次に、交付先についてですが、市内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設など入所系の施設で照会し、改修を希望した施設を上げております。

最後に、施設への効果ですが、感染が疑われる方や濃厚接触者が施設内で発生した場合には、その方の居住部分を分離しまして、施設内の感染拡大を防止する効果が期待できます。

22〇経済局長(加納弘敏君) 中小企業支援についての2点の質問にお答えいたします。

まず、県制度融資の対象についてですが、中小企業が県制度融資の経済変動対策貸付けを申請するためには、本市から経営安定関連保証、いわゆるセーフティネット保証等の認定を受けることが必要になります。

市が認定する要件は、市内に本社または事業所が存在すること、新型コロナウイルス感染症の影響を起因として売上げが一定程度減少した実績、見込みがあることとなります。したがって、これに合致すれば、信用保証協会と金融機関の審査を経て県の制度融資の利用が可能となります。

次に、情報メディアと連携した事業者支援の取組についてですが、本年2月に市内事業所に対して実施しました新型コロナウイルス感染症拡大の影響に関する調査や、3月調査の日銀短観では、景気の先行きへの不透明感が増大しているものとの結果が出ており、市内事業者へのヒアリングでも消費活動の停滞についての不安の声が上がっております。

こうした状況においても、テイクアウトやデリバリー、オンラインショッピングなど、様々な手法によりお客様の感染リスクを回避しながら商品やサービスを提供する新たな取組が見られます。本市としては、こうした取組を市民の皆さんに知っていただくため、事業者を応援する特設ホームページの開設、テイクアウト情報を発信しているウェブサイトとの相互リンク、新聞やタウン誌など様々なメディアを活用した情報発信を行い、事業者の取組や御努力を後押しし

ていきたいと考えております。

〔36番松谷 清君登壇〕

23〇36番(松谷 清君) 介護事業所というか、特別養護老人ホームにおけるこの仕切りをつけるというのがどういう形で具体的に意味を持つてくるのかということについて、今の答弁だと十分よく分からないわけでありまして。もう少し答弁を期待したんですけれども、さらっとした答弁だったんですが、その点は、今後活用するに当たっては、十分な危機管理対策マニュアルというか、そういうものをきちっとしていかないと、せっかくの導入に意味がなくなるのではないかと懸念を持っております。

それから、スポーツのセイシンの問題については、質問でちゃんと出しているのに、全く答えていただいていないんですね。今、まだ市中感染していないわけですから、クラスター把握は非常に重要になってきて、市民の協力や事業者の協力が不可欠になります。特にプライバシー情報、市民の方はこれはなかなか難しいし、事業者にとってはもう風評被害である。多大な被害を受けるわけでありまして、そうした点を今後、十分きちんとした課題として取り上げていっていただきたいと思っております。

次に、3回目の質問になります。

財政局にお伺いいたします。

この陰圧テントの質疑の中で明らかになったことは、これを活用する事態というのは爆発的な感染が拡大するときだという認識を持っておられて、医療崩壊を防ぐ必要がある、特に一般患者との動線を区別する、そういう状況の中で使われるんだということでありまして、そうやってまいりますと、当然、検体というものが増えていくわけでありまして、PCR検査が今以上に必要になってくると。

環境保健研究所に検査機器が2台ありますけれども、1台は細菌検査用、コロナウイルス対応は1台ということでありまして。新潟市は2台だったものから2台を購入して3台での検査体制、さらに対象を限定してドライブスルー検査も実施しております。浜松市は1台購入するということでありまして。

そして、4月13日に、みんなで乗り越えよう！新型コロナ@しずおかという市民グループが、PCR検査をやってほしいのになかなか検査をやってもらえないという不安があり、検査機器の購入を求め、「コロナ感染拡大の中、検査の拡大、市民が安心できるサポート・情報発信を求むる要望」を市長宛てに提出しています。

公表資料によりますと、12例目の感染者は、4月1日に発熱して4月3日に医療機関を受診しているのに、PCR検査は4月8日です。14例目の感染者は、4月9日に発熱し、帰国者・接触者相談センターに2回、医療機関を3か所、14日にPCR検査であります。4日間ルールがあっても、PCR検査がこんな遅れる現実があります。

さらに、4月12日、NHK日曜討論において、横倉義武日本医師会会長は、医療行為としてのPCR検査だけでなく、抗体検査の拡大を強く要望しました。免疫力によって抗体ができていけば、本人は感染を広げることもないし、なおかつ感染率が推測できて、疫学上の統計データとして今後の諸施策の重要な根拠になります。

議案説明資料に、財政局による不測の事態に備えた予備費2億円が予算化されていますが、使途としてはどのようなことを想定しているのか、伺っておきたいと思っております。

次に、保健福祉長寿局にお伺いいたします。

相談窓口強化について、感染者情報はホームページにそれなりに公表されております。若干、市民要望もあったのか変わった状況にもなっております。市民との信頼関係を構築していく、つまりこのコロナ感染対策に大変な不安を持つ市民の皆さんが増えていく中で、行政としてきちんとして対応しているという意味におきまして、この相談窓口強化の周知と現在の相談センターの対応状況について、市民に正確にきちんと把握している状況を伝える必要があるというふうに私は考えておりますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

最後に、経済局にお伺いします。

中小企業支援について。

4月9日、静岡商工会の方々からは、組織内の経営状況の調査に基づき、融資返済について2020年度の確定申告後に全額減免、一部減免、支払開始等の判断をすることについて要望がなされております。

要望の実現にはまだまだ課題があります。政策金融公庫の処理が追いつかないとの報道や、制度融資の前提となるセーフティネット認定の申込みが殺到し、東京23区では認定申請が予約制で相当期間の予約待ちとなっている報道もなされております。県の500億円の融資枠ももうなくなり、4月28日に県議会では、さらに補正が組まれるのかどうか招集がされることになっております。

今後、さらに申請件数が増えていくことが予想されます。

本市においては、セーフティネット保証等への申請を受け付けてからどの程度の期間で認定処理を行っているのか伺って、質問を終わりたいと思います。

24○財政局長(川崎 豊君) 予備費の用途についてですが、予備費は地方自治法第217条において、予算外の支出または予算超過の支出に充てるために準備しておく費用とされています。

今回、補正する予備費2億円については、新型コロナウイルス感染症の拡大による不測の事態に備えるために増額するものです。具体的に想定している経費としては、業務上必要となるマスクや消毒液等の衛生用品を購入するための経費、国の緊急経済対策で示された仮称生活支援臨時給付金を早期に支給するために必要な準備経費、感染が疑われる方の急増に対応するためのPCR検査機器等の購入経費などが考えられます。

今後の感染症拡大の状況によっては、これら以外にも新たに実施すべき事業が発生する可能性があることから、当初予算の2億円と合わせて予備費を柔軟に活用して対応してまいります。

25○保健衛生医療統括監(杉山友章君) コールセンターと相談センターの強化の周知と相談センターの対応状況の公表についてですが、まず、相談窓口の強化については、市民の安心安全のために実施することから、ホームページをはじめ報道機関の方々にも御協力をいただき、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

また、相談センターの対応状況についてですが、これまでもホームページで患者数や検査数をお知らせしていますが、今後は相談件数や相談内容のほか、市民の皆さんにお願いしたい事項などについても積極的にお知らせしたいと考えております。

26○経済局長(加納弘敏君) セーフティネット保証等の認定処理についてですが、本市においては、清水庁舎の産業政策課及びペガサートの静岡市産学交流センターで申請の受付を行っております。受付に際しては、予約を取るまでもなく、当日、受付窓口に来られた方から順次、対応しております。処理期間については、申請書類に特段の不備がない限り、受付日から遅くとも2営業日後までには認定書をお渡ししております。